

## 15 鳥取県公報

平成31年3月1日(金) 号外第15号

		毎週火・金曜日発行
	目    次	
$\Diamond$	管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規 規則 (1) (給与課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

## 人事委員会規則

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月1日

> 鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

## 鳥取県人事委員会規則第1号

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正後			改 正 前									
別表第1	(第2条関係)			另	川表第1	(第	2条関係)							
	組織 職 区分					区分								
略					略			,						
警察	警察本部	部長	2種		警察		警察本部	部長	2種					
		統括参事官						統括参事官						
		地域統括参事官						地域統括参事官						
		参事官						参事官						
		参事監												
		<del></del> 略						略						
	略	1					略	· · ·						
略						略								
別表第2	(第3条関係)			另	リ表第2	(第	3条関係)							
略					略									
備考					備考									
1	この表において	て「特定職」とは、	次に掲げる	,	1	この	表において	て「特定職」とは、	次に掲げる					
職	をいう。				職をいう。									
( :	1)~(7) 略				(1)~(7) 略									
( 8	8) 警察本部 <i>页</i>	職のうち参事監												
	略				2 略									

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後											改 正 前													
別才	別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)											別	別表第 1 行政職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)												
糸	且総	\_ k	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		組組	 能	職務の級	1級	2級	3級	4 級	5級	6級	7級	8級	9級
	略	ş.												В	各										
9	斧手	警 察	略											警	警察	略									
3	100	本部	警察本部共通	運転免	運転免		次席	次席	課長	参事監				察	本部	警察本部共通	運転免	運転免		次席	次席	課長			
			(警察本部の	許試験	許試験		課長補	課長補	監査官							(警察本部の	許試験	許試験		課長補	課長補	監査官			
			他の項に職が	員	員		佐	佐	物品調							他の項に職が	員	員		佐	佐	物品調			
			掲げられてい	保健師	保健師		室長補	室長補	達官							掲げられてい	保健師	保健師		室長補	室長補	達官			
			る場合は、当	航空整	航空整		佐	佐	室長							る場合は、当	航空整	航空整		佐	佐	室長			
			該職について	備士	備士		隊長補	隊長補	セン							該職について	備士	備士		隊長補	隊長補	セン			

は本項の規定   佐   佐   ター長を適用しない。)	は本項の規定   佐   佐   夕一長   管理官   い。)
略	略
略	略
備考 略	備考 略

附則

この規則は、平成31年3月11日から施行する。